

## 第5回議会改革調査研究特別委員会の協議内容案

### 1 議会基本条例の項目の検討について

#### (1) 第4条(議長の責務)

協議事項 正副議長の登庁(勤務)体制についての約束ごとについて、これまでの検討を踏まえ、結論を得る

【参考】議長の登庁(勤務)状況 ここ3年(平成26年度~28年度)の傾向  
実公務日 年間220日~230日前後で推移  
このほか決裁や事務局との打ち合わせのためのみの登庁もあり

#### (2) 第15条(政務活動費の執行と公開)

協議事項 内部監査について、条例等で明文化する。事務局案について検討する

##### [前提]

現在実施している政務活動費の審査については「政務活動費審査要綱」(平成25年5月13日制定)で必要な事項を規定し、この要綱に基づいて毎年度政務活動の審査を行っている。

議会基本条例第15条では、政務活動費について「村上市議会政務活動費の交付に関する条例」(以下「政務活動費条例」という。)を順守することや透明性の確保等の基本的事項が規定されており、具体的な交付額や手続きについては政務活動費条例に規定されている。

政務活動費条例では、(透明性の確保)として、第10条に次のように規定

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

この規定に基づいて「政務活動費審査要綱」が定められている。

##### [明文化の方法の事務局案]

現在すでに「政務活動費審査要綱」によって政務活動費の執行について内部で審査を実施していることを知ってもらうための明文化は、当面、次の3つ方法で行う。

ア 市ホームページの市議会のページ政務活動費の画面に「政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保のために、「村上市議会政務活動費審査要綱」を制定し、議会内部で、議会運営委員会の正副委員長及び総務文教常任委員会の正副委員長を審査員とし、政務活動費の収支報告書について、毎年度審査を行い、その結果について議長あて政務活動費審査報告書を提出するとともに、全議員に周知している」旨を載せる。

イ あわせてホームページに「村上市議会政務活動費審査要綱」全文を載せる。

ウ また、現在議会内部での取扱いのみの要綱であるが、告示し、例規集に登載する。

別紙

協議事項 政務活動費を廃止し、議員報酬を増額する案について、各会派の意見の報告及び検討する

**[ 会派の意見 ]**

会派名	意見
鷲ヶ巣会	
新政村上	
清流会	
市政クラブ	
高志会	
日本共産党	

**[ 今後の方向性 ]**

(3) 検討番号 第22条(議員の政治倫理)

協議事項 制定することとなった議員倫理条例について、事務局で案をつくるにあたっての方向性を検討

[前提]

市の議会議員政治倫理条例の制定には、4つのパターンがある  
平成27年12月31日現在813市(特別区含む)のうち制定済の354市の内訳は、  
議員の資産公開の規定を含む倫理条例を制定：46市  
資産公開の規定を含まない倫理条例と資産公開条例をそれぞれ制定：4市  
資産公開の規定を含まない倫理条例のみを制定：289市(うち10万人未満210市)  
資産公開条例のみを制定 15市(指定都市のみ)  
12月の第3回会議でお渡しした資料集に添付した県内・近隣市町議員倫理条例は、いずれも上記のパターン。

[確認事項]

当市で制定する条例は、資産公開の規定を含まない倫理条例のみとしてよいか

[協議事項]

事務局で案を作るにあたって、方向性を検討いただく  
条例の構成 (4~5ページに参考あり)

何を重点にするか

参考となる先行市条例は

次回会議で事務局案を示す予定

2 今後の検討項目とスケジュールについて

積み残し課題のほかに、今後当委員会で検討を要する課題の確認と、平成30年3月までのスケジュールについて、協議する。

【参考】条例提案と定例会の時間的な関係

6月第2回定例会に提案する場合	4月中に案を確定する
9月第3回定例会に提案する場合	7月中に案を確定する
12月第4回定例会に提案する場合	10月中に案を確定する
3月第1回定例会に提案する場合	前年12月中に案を確定する

パブリックコメントを募集する場合、その期間も考慮して検討を進める

## 【参考】 1 . 議会議員政治倫理条例の構成項目比較

長井市以外の3市(1町)の倫理条例は12月配付の資料集に添付されている。

長井市の条例については、比較的最近制定された例として、逐条解説付きの資料を今回送付した。

	柏崎市	酒田市(庄内町)	由利本荘市	長井市
施行条	H25.4 施行	H23.4(H24.7)施行 両市町は、ほぼ同じ構成	H21.4 施行	H27.4 施行
前文	あり			
1	目的	目的	目的	目的
2	議員の責務	議員の責務	議員及び市民の責務	議員の責務
3	市民の役割	政治倫理基準	政治倫理基準	政治倫理基準
4	議員倫理基準	役員(代表)就任の制限	就業の報告義務	審査請求の手続き <b>注：議員のみ</b>
5	議員の要請等に対する記録	審査の請求 <b>注：議員のみ</b>	審査会の設置	政治倫理審査会の設置
6	市の許認可が必要な事業を営む法人等の代表者等就任の届出	審査会の設置等	審査請求権 <b>注：市民も審査請求できる</b>	政治倫理基準違反の審査
7	公共事業等の請負契約等又は指定管理者の指定における自粛の要請	審査会の審査等	審査会の職務及び権限	審査請求の対象となった議員の協力義務
8	審査請求の手続き <b>注：市民も審査請求できる</b>	審査結果の報告及び公表(審査結果の通知、弁明及び公表)	議員の協力義務	審査結果の報告等
9	議員倫理審査会の設置等	審査結果の措置及び公表	弁明書	審査結果の措置
10	議員倫理審査会の職務等	準用	審査結果の尊重	委任
11	被請求議員の協力義務及び弁明	委任	市との請負契約等に対する順守事項等	
12	審査結果の報告		委任	
13	議会の職務及び措置			

別紙

1 4	条例の改正			
1 5	その他			

【参考】 2 . 資産公開規定を含む例

条	項目
前文	
1	目的
2	議員及び市民の責務
3	政治倫理基準
4	請負契約等の辞退
5	指定管理者の指定の禁止
6	資産等報告書の提出
7	資産等報告書の記載事項
8	資産等報告書の公表
9	資産等報告書の審査
1 0	政治倫理審査会の設置
1 1	審査会の組織及び運営
1 2	審査会の職務
1 3	調査協力義務
1 4	条例違反に対する措置の勧告
1 5	意見書の公表
1 6	市民の調査請求権
1 7	逮捕後の説明会
1 8	起訴後の説明会
1 9	説明会の主宰
2 0	一審有罪判決後の説明会
2 1	刑の確定後の措置
2 2	委任